

緊急事態宣言の延長に伴う 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の概要

令和3年3月5日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

※ 詳細は、県ホームページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（3月5日）」

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

県民の皆様へ

- 日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛。不要不急の都道府県間の移動も控えてください。
- ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。
- 基本的な感染対策を徹底。会話するときはマスクを着用、「3つの密」を避ける、手洗いやアルコール消毒をお願いします。
- 昼夜や場所を問わず、飲食時は黙食、会話の際はマスクを着用してください。
- カラオケの利用の際は、歌唱中もマスク等を着用してください。
- 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものは、親族等での集まりも含めて、自粛してください。

事業者の皆様へ

- (1) 県内全域の飲食店の皆様へ（期間：令和3年3月8日から21日まで）
 - 「20時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
 - ※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。
- (2) 県内全域の全ての事業者等の皆様へ
 - テレワークや、ローテーション勤務等を強力的に推進してください。
 - 20時以降の勤務を抑制してください。
 - 職場においては、感染防止のための取組を徹底してください。
 - （マスクの着用、手洗いや手指消毒、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張を減らすためのテレビ会議等の活用等）特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。
 - 職場や店舗等では、業種別の感染拡大予防ガイドラインを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示等により、県民にわかりやすく公表してください。

【問い合わせ先】	特措法協力要請電話相談窓口	TEL043-223-4318
	協力金専用コールセンター	TEL0570-003-894